

国家公務員の諸手当の概要(1/2)

(令和7年4月現在)

手当名	内容・支給額																								
(生活補助給の手当)																									
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 (支給額) 配偶者 3,000円 ※1 子 11,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末) 加算 5,000円 父母等 6,500円 ※2 ※1 行政職俸給表(一)8級以上職員等の場合、支給されない。 ※2 行政職俸給表(一)8級職員等の場合、支給額は3,500円となり、行政職俸給表(一)9級以上職員等の場合、支給されない。																								
住居手当	借家・借間に居住する職員及び単身赴任手当受給者であって配偶者等が借家・借間に居住する職員に支給 (支給額) 借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家賃を支払っている職員) 最高 28,000円 配偶者等が借家・借間に居住する単身赴任手当受給職員 最高 14,000円																								
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用又は自動車等を使用することを常例とする職員に支給(片道2km以上) (支給額) 交通機関等の利用者 6箇月定期券等の価額により支給 自動車等の交通用具使用者 通勤距離に応じた月額(2,000円～31,600円)を毎月支給 通勤手当の支給限度額は1箇月当たり150,000円																								
単身赴任手当	採用や異動等に伴って住居を移転し、やむを得ない事情により同居していた配偶者等と別居して単身で生活することとなった職員に支給 (支給額) 職員の住居と配偶者等の住居との交通距離に応じ月額30,000円～100,000円を支給																								
在宅勤務等手当	住居等において在宅勤務等を中心とした働き方を3箇月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に支給 (支給額) 月額3,000円を支給																								
(地域給の手当)																									
地域手当	主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給 (支給額) (俸給＋俸給の特別調整額＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当)の月額×支給割合 <table><tr><th>級地</th><th>都道府県</th><th>都道府県の級地と異なる主な支給地域</th><th>支給割合</th></tr><tr><td>1級地</td><td>東京都</td><td>東京都特別区</td><td>20/100</td></tr><tr><td>2級地</td><td>東京都</td><td>横浜市、大阪市</td><td>16/100</td></tr><tr><td>3級地</td><td>神奈川県 大阪府</td><td>さいたま市、千葉市、名古屋市</td><td>12/100</td></tr><tr><td>4級地</td><td>愛知県 京都府</td><td>仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市</td><td>8/100</td></tr><tr><td>5級地</td><td>茨城県 埼玉県 千葉県 静岡県 滋賀県 奈良県 福岡県</td><td>栃木県 千葉県 三重県 兵庫県 広島県 福岡県</td><td>4/100</td></tr></table> ※制度の見直しに伴い、令和10年3月31日までの間は、人事院規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、人事院規則で定める割合となる。 また、地域手当支給地域等に6箇月を超えて勤務した職員が支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域等に異動した場合、異動の日から3年間、1年目は異動の日の前日に勤務していた地域等に係る支給割合、2年目は1年目の支給割合に80/100を乗じて得た支給割合、3年目は1年目の支給割合に60/100を乗じて得た支給割合による地域手当を支給(異動保障)	級地	都道府県	都道府県の級地と異なる主な支給地域	支給割合	1級地	東京都	東京都特別区	20/100	2級地	東京都	横浜市、大阪市	16/100	3級地	神奈川県 大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市	12/100	4級地	愛知県 京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市	8/100	5級地	茨城県 埼玉県 千葉県 静岡県 滋賀県 奈良県 福岡県	栃木県 千葉県 三重県 兵庫県 広島県 福岡県	4/100
級地	都道府県	都道府県の級地と異なる主な支給地域	支給割合																						
1級地	東京都	東京都特別区	20/100																						
2級地	東京都	横浜市、大阪市	16/100																						
3級地	神奈川県 大阪府	さいたま市、千葉市、名古屋市	12/100																						
4級地	愛知県 京都府	仙台市、静岡市、神戸市、広島市、福岡市	8/100																						
5級地	茨城県 埼玉県 千葉県 静岡県 滋賀県 奈良県 福岡県	栃木県 千葉県 三重県 兵庫県 広島県 福岡県	4/100																						

手当名	内容・支給額																																				
広域異動手当	官署間の距離等が60km以上の広域的な異動等を行った職員に対し、官署間の距離に応じ、異動等の日から3年間支給 (支給額) (俸給＋俸給の特別調整額＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当)の月額×支給割合 <table><tr><td>距離区分</td><td>300km以上</td><td>60km以上300km未満</td></tr><tr><td>支給割合</td><td>10/100</td><td>5/100</td></tr></table> ※地域手当が支給される職員は、当該地域手当の支給割合を減じた割合	距離区分	300km以上	60km以上300km未満	支給割合	10/100	5/100																														
距離区分	300km以上	60km以上300km未満																																			
支給割合	10/100	5/100																																			
特地勤務手当 特地勤務手当に準ずる手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する官署(特地官署)に勤務する職員に支給。特地勤務手当に準ずる手当は、特地官署又はこれに準ずる官署への異動等に伴って住居を移転した職員に支給(原則3年間) ※一部の官署では、11月から翌年3月までの間に限りこれらの手当を支給 (特地勤務手当の支給額) {(特地官署に勤務することとなった日の(俸給＋扶養手当)の月額×1/2＋現に受ける(俸給＋扶養手当)の月額×1/2)×級別区分別支給割合(再任用職員の場合は、現に受ける俸給の月額×級別区分別支給割合)} <table><tr><td>級別区分</td><td>6級地</td><td>5級地</td><td>4級地</td><td>3級地</td><td>2級地</td><td>1級地</td></tr><tr><td>支給割合</td><td>25/100</td><td>20/100</td><td>16/100</td><td>12/100</td><td>8/100</td><td>4/100</td></tr></table> ※地域手当が支給される職員には、地域手当の額を差し引いた額の特地勤務手当を支給 (特地勤務手当に準ずる手当の支給額) 異動等の日の(俸給＋扶養手当)の月額×(6%～2%) (再任用職員の場合は、現に受ける俸給の月額×(6%～2%)) ※広域異動手当が支給される職員は、当該広域異動手当の支給割合に応じて1%又は2%を減じた割合となる。	級別区分	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地	支給割合	25/100	20/100	16/100	12/100	8/100	4/100																						
級別区分	6級地	5級地	4級地	3級地	2級地	1級地																															
支給割合	25/100	20/100	16/100	12/100	8/100	4/100																															
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員に支給(11月から翌年3月までの間に限る。) (支給額) 地域の区分及び世帯等の区分に応じた月額 <table><tr><td rowspan="2">地域の区分</td><td colspan="2">世帯等の区分</td><td rowspan="2">その他の職員</td><td rowspan="2">代表例</td></tr><tr><td>世帯主である職員</td><td>扶養親族のある職員</td></tr><tr><td>1級地</td><td>29,400円</td><td>16,200円</td><td>11,500円</td><td>旭川市、帯広市</td></tr><tr><td>2級地</td><td>26,000円</td><td>14,500円</td><td>9,800円</td><td>札幌市、釧路市</td></tr><tr><td>3級地</td><td>25,100円</td><td>14,300円</td><td>9,600円</td><td>函館市、室蘭市</td></tr><tr><td>4級地</td><td>19,800円</td><td>11,400円</td><td>8,200円</td><td>青森市、盛岡市</td></tr></table>	地域の区分	世帯等の区分		その他の職員	代表例	世帯主である職員	扶養親族のある職員	1級地	29,400円	16,200円	11,500円	旭川市、帯広市	2級地	26,000円	14,500円	9,800円	札幌市、釧路市	3級地	25,100円	14,300円	9,600円	函館市、室蘭市	4級地	19,800円	11,400円	8,200円	青森市、盛岡市									
地域の区分	世帯等の区分		その他の職員	代表例																																	
	世帯主である職員	扶養親族のある職員																																			
1級地	29,400円	16,200円	11,500円	旭川市、帯広市																																	
2級地	26,000円	14,500円	9,800円	札幌市、釧路市																																	
3級地	25,100円	14,300円	9,600円	函館市、室蘭市																																	
4級地	19,800円	11,400円	8,200円	青森市、盛岡市																																	
(職務の特殊性に基づく手当)																																					
俸給の特別調整額	管理又は監督の地位にある職員に支給 (支給額) 俸給表別、職務の級別、俸給の特別調整額の区分別に定められた額を支給 代表例 <table><tr><td>組</td><td>職</td><td>官職</td><td>俸給表・級</td><td>区分</td><td>手当額</td></tr><tr><td>本府省</td><td>課長</td><td>行(一)9級</td><td>一種</td><td></td><td>130,300円</td></tr><tr><td>本府省</td><td>室長</td><td>行(一)8級</td><td>二種</td><td></td><td>94,000円</td></tr><tr><td>府県単位機関</td><td>部長</td><td>行(一)6級</td><td>三種</td><td></td><td>72,700円</td></tr><tr><td>管区機関</td><td>課長</td><td>行(一)6級</td><td>四種</td><td></td><td>62,300円</td></tr><tr><td>地方出先機関</td><td>課長</td><td>行(一)4級</td><td>五種</td><td></td><td>46,300円</td></tr></table>	組	職	官職	俸給表・級	区分	手当額	本府省	課長	行(一)9級	一種		130,300円	本府省	室長	行(一)8級	二種		94,000円	府県単位機関	部長	行(一)6級	三種		72,700円	管区機関	課長	行(一)6級	四種		62,300円	地方出先機関	課長	行(一)4級	五種		46,300円
組	職	官職	俸給表・級	区分	手当額																																
本府省	課長	行(一)9級	一種		130,300円																																
本府省	室長	行(一)8級	二種		94,000円																																
府県単位機関	部長	行(一)6級	三種		72,700円																																
管区機関	課長	行(一)6級	四種		62,300円																																
地方出先機関	課長	行(一)4級	五種		46,300円																																
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、臨時又は緊急の必要等によりやむを得ず週休日等又は平日深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)に勤務した場合に支給 (支給額) 俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円～6,000円(6時間を超える勤務は5割増)、平日深夜については9,000円～3,000円																																				
特殊勤務手当	著しく危険、不快、困難等著しく特殊な勤務に従事する職員に支給 (支給額) 【「参考」特殊勤務手当の種類と支給額】を参照																																				

国家公務員の諸手当の概要(2/2)

手当名	内容・支給額																						
(時間外勤務等に対して支給する手当)																							
超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×支給割合×勤務時間数 勤務1時間当たりの給与額(以下、休日給及び夜勤手当において同じ) = $\frac{(\text{俸給の月額} + \text{俸給の月額に対する地域手当等(※)の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$ (※)「地域手当等」には、広域異動手当及び研究員調整手当が含まれる(以下、期末手当及び勤勉手当において同じ) 支給割合 <table><tr><th>勤務の区分</th><th>正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日給が支給される日の勤務を除く。)</th><th>左記以外の日の勤務</th></tr><tr><td>支給割合</td><td>125/100</td><td>135/100</td></tr></table> (注1) 超過勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に行われる場合の支給割合は、それぞれの支給割合に25/100を加えた割合 (注2) 月60時間を超えた超過勤務の支給割合は、150/100(深夜は175/100)ただし、超勤代休時間が指定された場合は上表の支給割合	勤務の区分	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日給が支給される日の勤務を除く。)	左記以外の日の勤務	支給割合	125/100	135/100																
勤務の区分	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務(休日給が支給される日の勤務を除く。)	左記以外の日の勤務																					
支給割合	125/100	135/100																					
休日給	祝日法による休日等の正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数																						
夜勤手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 (支給額) 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数																						
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 (支給額) 勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円～21,000円を支給																						
(賞与等に相当する手当)																							
期末手当	民間における賞与等のうち一定率(額)分に相当する手当として6月1日及び12月1日に在職する職員等に支給 (支給額) { (俸給＋専門スタッフ職調整手当＋扶養手当)の月額＋これらに対する地域手当等の月額＋役職段階別加算額(※1)＋管理職加算額(※2) } × (期別支給割合) × (在職期間別割合) (※1) { (俸給＋専門スタッフ職調整手当)の月額＋これらに対する地域手当等の月額 } × 役職段階等に応じて定められた加算割合(5%～20%) (※2) 俸給月額×管理・監督の地位に応じて定められた加算割合(10%～25%) 期別支給割合(令和7年度) <table><tr><th>月 期</th><th>一 般 職 員</th><th>特定管理職員 (本府省課長等)</th><th>指定職職員</th></tr><tr><td>6 月 期</td><td>125/100</td><td>105/100</td><td>66.25/100</td></tr><tr><td>12 月 期</td><td>125/100</td><td>105/100</td><td>66.25/100</td></tr></table> 在職期間別割合 <table><tr><th>在 職 期 間</th><th>割 合</th></tr><tr><td>6箇月</td><td>100/100</td></tr><tr><td>5箇月以上6箇月未満</td><td>80/100</td></tr><tr><td>3箇月以上5箇月未満</td><td>60/100</td></tr><tr><td>3箇月未満</td><td>30/100</td></tr></table>	月 期	一 般 職 員	特定管理職員 (本府省課長等)	指定職職員	6 月 期	125/100	105/100	66.25/100	12 月 期	125/100	105/100	66.25/100	在 職 期 間	割 合	6箇月	100/100	5箇月以上6箇月未満	80/100	3箇月以上5箇月未満	60/100	3箇月未満	30/100
月 期	一 般 職 員	特定管理職員 (本府省課長等)	指定職職員																				
6 月 期	125/100	105/100	66.25/100																				
12 月 期	125/100	105/100	66.25/100																				
在 職 期 間	割 合																						
6箇月	100/100																						
5箇月以上6箇月未満	80/100																						
3箇月以上5箇月未満	60/100																						
3箇月未満	30/100																						

手当名	内容・支給額																																									
勤勉手当	民間における賞与等のうち考課査定分に相当する手当として6月1日及び12月1日に在職する職員等に勤務成績に応じて支給(任期付研究員を除く。)																																									
	(支給額) [(俸給＋専門スタッフ職調整手当)の月額＋これらに対する地域手当等の月額＋役職段階別加算額(※1)＋管理職加算額(※2)]×(期間率)×(成績率) (※1)及び(※2)は期末手当と同じ 期間率:基準日以前6箇月以内の勤務期間に応じて0～100/100(14段階)の率を設定 成績率(令和7年度)																																									
	<table><tr><th rowspan="2">成績区分</th><th colspan="2">一般職員</th><th colspan="2">特定管理職員 (本府省課長等)</th><th colspan="2">指定職員</th></tr><tr><th>6月期</th><th>12月期</th><th>6月期</th><th>12月期</th><th>6月期</th><th>12月期</th></tr><tr><td>(1)特に優秀</td><td>315/100以下 124/100以上</td><td>315/100以下 124/100以上</td><td>375/100以下 148/100以上</td><td>375/100以下 148/100以上</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>(2)優 秀</td><td>124/100未満 112.5/100以上</td><td>124/100未満 112.5/100以上</td><td>148/100未満 133.5/100以上</td><td>148/100未満 133.5/100以上</td><td>212.5/100以下 13.75/100以上 ※事務次官等は 106.25/100</td><td>212.5/100以下 13.75/100以上 ※事務次官等は 106.25/100</td></tr><tr><td>(3)良 好</td><td>101/100</td><td>101/100</td><td>121/100</td><td>121/100</td><td>100.25/100</td><td>100.25/100</td></tr><tr><td>(4)良好でない</td><td>92.5/100以下</td><td>92.5/100以下</td><td>111.5/100以下</td><td>111.5/100以下</td><td>91.75/100以下</td><td>91.75/100以下</td></tr></table>	成績区分	一般職員		特定管理職員 (本府省課長等)		指定職員		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期	(1)特に優秀	315/100以下 124/100以上	315/100以下 124/100以上	375/100以下 148/100以上	375/100以下 148/100以上	—	—	(2)優 秀	124/100未満 112.5/100以上	124/100未満 112.5/100以上	148/100未満 133.5/100以上	148/100未満 133.5/100以上	212.5/100以下 13.75/100以上 ※事務次官等は 106.25/100	212.5/100以下 13.75/100以上 ※事務次官等は 106.25/100	(3)良 好	101/100	101/100	121/100	121/100	100.25/100	100.25/100	(4)良好でない	92.5/100以下	92.5/100以下	111.5/100以下	111.5/100以下	91.75/100以下	91.75/100以下
	成績区分		一般職員		特定管理職員 (本府省課長等)		指定職員																																			
		6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期																																			
(1)特に優秀	315/100以下 124/100以上	315/100以下 124/100以上	375/100以下 148/100以上	375/100以下 148/100以上	—	—																																				
(2)優 秀	124/100未満 112.5/100以上	124/100未満 112.5/100以上	148/100未満 133.5/100以上	148/100未満 133.5/100以上	212.5/100以下 13.75/100以上 ※事務次官等は 106.25/100	212.5/100以下 13.75/100以上 ※事務次官等は 106.25/100																																				
(3)良 好	101/100	101/100	121/100	121/100	100.25/100	100.25/100																																				
(4)良好でない	92.5/100以下	92.5/100以下	111.5/100以下	111.5/100以下	91.75/100以下	91.75/100以下																																				
(その他)																																										
本府省業務調整手当	本府省の業務に従事する行(一)、専行、税務、公(一)、公(二)又は研究の俸給表の適用職員(俸給の特別調整額が支給される職員を除く。)に支給																																									
	(支給額) 俸給表及び職務の級に応じて定められた額を支給																																									
	代表例 <table><tr><th>職務段階</th><th>俸給表・級</th><th>手 当 額</th></tr><tr><td>課 長 補 佐</td><td>行(一) 6級</td><td>39, 200円</td></tr><tr><td>係 長</td><td>行(一) 4級</td><td>22, 100円</td></tr><tr><td>係 員</td><td>行(一) 2級</td><td>8, 800円</td></tr></table>	職務段階	俸給表・級	手 当 額	課 長 補 佐	行(一) 6級	39, 200円	係 長	行(一) 4級	22, 100円	係 員	行(一) 2級	8, 800円																													
職務段階	俸給表・級	手 当 額																																								
課 長 補 佐	行(一) 6級	39, 200円																																								
係 長	行(一) 4級	22, 100円																																								
係 員	行(一) 2級	8, 800円																																								
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると認められる官職に採用された職員に一定期間支給(採用等からの年数に応じ額を遡減)																																									
	(支給額) <table><tr><td>病院等の医師</td><td>地域に応じて</td><td>416, 600円以内</td></tr><tr><td>本府省の医系技官等</td><td></td><td>51, 600円以内</td></tr><tr><td>試験研究機関の研究員等</td><td></td><td>100, 000円以内</td></tr></table>	病院等の医師	地域に応じて	416, 600円以内	本府省の医系技官等		51, 600円以内	試験研究機関の研究員等		100, 000円以内																																
病院等の医師	地域に応じて	416, 600円以内																																								
本府省の医系技官等		51, 600円以内																																								
試験研究機関の研究員等		100, 000円以内																																								
専門スタッフ職調整手当	極めて高度の専門的な知識経験・識見を活用して遂行することが必要とされる業務で重要度・困難度が特に高い業務に従事することを命ぜられた専門スタッフ職3級職員に支給																																									
	(支給額) 俸給月額×10/100																																									
研究員調整手当	科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関に勤務する研究員に支給																																									
	(支給額) (俸給＋俸給の特別調整額＋扶養手当)の月額×10/100 地域手当支給官署に勤務する職員は、10/100から地域手当の支給割合を減じた割合 また、広域異動手当が支給される職員は、10/100から広域異動手当の支給割合(地域手当との調整がある場合は調整後の支給割合)を減じた割合																																									